

**注意！**

■この記事は発行年月日時点の内容のまま公開していますので、ご覧になった時点の法規制(農薬使用基準等)等に適合しなくなった内容を含む可能性がありますから、利用にあたってはご注意ください。

# 農作物技術情報 第4号 畜産

発行日 平成22年6月29日  
発行 岩手県、岩手県農作物気象災害防止対策本部  
編集 中央農業改良普及センター 県域普及グループ (電話 0197-68-4435)

携帯電話用QRコード



「いわてアグリベンチャーネット」からご覧になれます  
パソコンからは「<http://i-agri.net>」 携帯電話からは「<http://i-agri.net/agri/i/>」

## 牧草・トウモロコシ

- 2番草の刈り取りは適期に、刈り取り高さに気をつけて収穫しましょう。
- エゾノギシギシの防除は、結実前に行いましょう。
- 飼料用トウモロコシ獣害(クマ)対策の準備をしましょう。

### 1 草地管理(2番草)

#### (1) 刈り取り時期

2番草の刈り取りは、1番草収穫後から40~55日が目安です。土壌及び牧草の水分が高く、気温の高いこの時期は、牧草が蒸れ上がり易いので、早めの刈り取りに努めます。

#### (2) 刈り取り高さ

梅雨明け後は、日射量が急に多くなります。刈り取りの高さが極端に低い場合、地面の温度が上がり過ぎ、根が高温障害を受けやすくなります。刈り取りの高さは、10~15cmとしましょう。

#### (3) 追肥

施肥量は10aあたり窒素成分で5kgを目安とし、刈り取り後はできるだけ早く行います。この時期の尿散布は、肥料焼けを防ぐため、曇天や降雨前後に散布しましょう。

### 2 牧草地の強害雑草対策(エゾノギシギシ)

エゾノギシギシは、種子と根茎により繁殖し、1株あたりの種子数が多く(3~4万粒)、土中の種子も長期間発芽能力を有します。このため、「結実させない」、「根茎を切断しない」ことが重要になります。

薬剤による除草は、チフェンスルフロンメチル剤の茎葉散布が有効です。ギシギシの葉が展葉してから散布します。散布後21日間は採草及び放牧ができないこと、クローバーに薬害が出やすいので、クローバーの占有率が高い圃場での使用を控えることに留意下さい。

農薬を使用する前には必ず「ラベルの確認」をしましょう。

### 3 飼料用トウモロコシの獣害(クマ)対策

#### (1) 飼料用トウモロコシのクマ被害防止

近年、県内においてクマによる飼料用トウモロコシの食害が多数発生しており、クマの圃場への侵入対策として電気柵の設置が効果をあげています。バンカーサイロに対する食害対策にも効果があります。

クマは一度味をしめた作物やその場所に対して強く依存するため、近隣圃場での被害発生情報があれば、未然に防止するためにも電気柵を設置することをおすすめします。

#### (2) 電気柵の設置

電気柵は電気ショックを経験させて、動物の心理的バリアーを構築することにより圃場への侵入を防ぎます。物理的な柵ではないので、使用方法により効果に差が出るので、以下の基本技術の徹底が大切です。

##### ア. 設置時期

クマはトウモロコシの子実を好んで、圃場内へ侵入します。トウモロコシの出穂前(7月下旬~8月上旬)には設置を完了します。

##### イ. 漏電の防止

アースを確実に設置します。電気柵は草などに触れて漏電すると効果が劣り侵入の一番の原因となります。こまめに草刈りを行うか、電牧設置場所の周囲に除草剤散布を行いましょう。また、設置後も定期的なチェックを行い、漏電による電圧低下を防止しましょう。

#### ウ. 設置方法

2段張り、3段張りの事例がありますが、クマは地面を掘って侵入する機会が多いため、1番下の電気柵は地面から20~30cmの位置に設置します。また、圃場のくぼみの部分はポールを増設します。より効果を高める方法として、電気柵の外側にもう1つの電気柵（トリップ柵）を設置する方法があります。トリップ柵はメイン電気柵の外側30~50cm、地面から30cmの高さに1本設置します。（写真参照）

#### (3) 設置費用

○外周600mの場合（2ha前後）

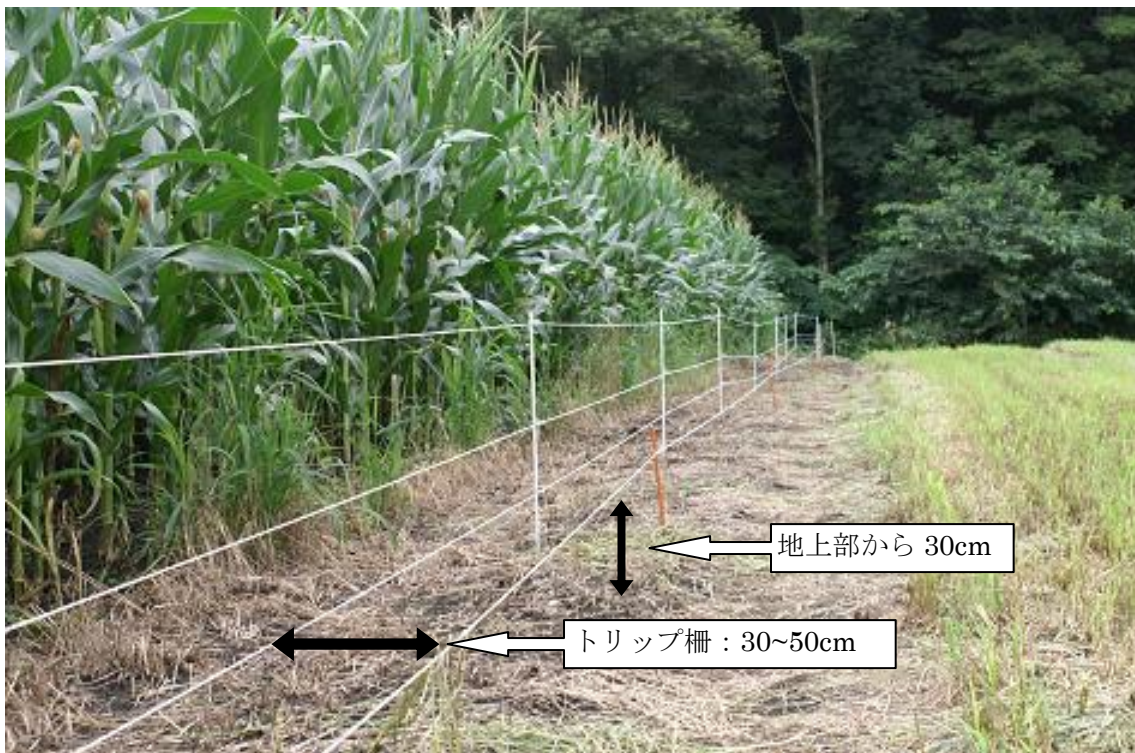
〔電牧器（バッテリー収納型）・ポール・ワイヤー3段、碍子〕で10万円前後

○外周300mの場合（1ha未満）

〔電牧器（電池型）・ポール・ワイヤー3段、碍子〕で6万円前後

支柱等、自己調達可能な資材を使用することで設置コストはさらに低減可能です。

電気柵設置に係る詳細と相談は最寄りの農業改良普及センターまでお問い合わせください。



## 4 口蹄疫に対する農場での衛生管理

口蹄疫のウイルスは非常に強い感染力を持っています。牛や豚などの偶蹄類の家畜を飼養されている農家では下記の事項について対策の継続をお願いします。

- (1) 関係者以外の方は農場への立ち入りをなるべく制限しましょう。また、農場への訪問者を記録しておくようにしましょう。
- (2) 畜舎内や畜舎周囲の敷地の消毒に努めましょう。
- (3) 家畜の観察は毎日、丁寧に実施しましょう。
- (4) おかしいと思ったら、すぐに獣医師または最寄りの家畜保健衛生所へ連絡しましょう。

※口蹄疫についての詳しい情報は動物衛生研究所のホームページでご確認いただけます。

<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/index.html>

次号は7月29日（木）発行の予定です。気象や作物の生育状況により号外を発行することがあります。

**6月1日~8月31日は  
農薬危害防止運動期間です**

- 近隣住民・周辺環境に配慮しましょう
- 農薬散布準備、作業中・後の事故に注意しましょう
- 農薬の保管・管理は適切にしましょう